

丹波篠山市環境審議会委員公募要領

丹波篠山市環境審議会の委員を、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例、同施行規則の規定に基づき、下記のとおり公募します。

記

1. 審議内容

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2. 任期

令和5年5月（予定）から令和7年3月31日

3. その他

- (1) 会議等の開催：年間3～4回程度
- (2) 報酬等：日額4,000円

4. 公募する委員の数

3名

5. 応募要件

令和5年4月1日現在、満18歳以上で市内に在住又は在勤、在学している方で、丹波篠山市環境審議会委員として参画する意欲及び審議に必要な知識を有する方。ただし、他の附属機関等の公募委員、市議会議員、国または地方公共団体の常勤職員は除きます。

6. 応募方法

下記の書類を来庁の上、提出いただくか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

- (1) 応募申込書（様式第1号）
- (2) 『ワクワク環境みらい都市宣言』で掲げるまちの実現に向けて、あなたが率先して取り組んでいきたいこと』についての作文（800字以内）
（任意様式）

※『ワクワク環境みらい都市宣言』については、下記 URL または QR コードのページをご参照ください。

<https://www.city.tambasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/nomiyakokankyoka/envpolicy/wakuwaku.html>



7. 提出先

〒669-2397 丹波篠山市北新町 41 番地
環境みらい部 農村環境課 創造農村室（市役所本庁舎 2 階）
TEL : 079-552-5013 FAX : 079-552-0619
Email : kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

8. 応募期限

令和 5 年 3 月 24 日（金）

9. 審査及び選考方法

応募書類の内容を考慮し、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第 6 条の規定により選考します。

10. 注意事項

- (1) 受理した書類は返却しません。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。
- (3) 委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはなりません。また、審議において知り得た秘密を漏らしてはなりません。